

三 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）

改正案	現行
<p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条 当該最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「経営の健全性の状況を記載した書面」という。）には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率（連結自己資本規制比率第二条に規定する連結自己資本規制比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。第六項並びに第五条第一項第十二号及び第十三号において同じ。）に関する開示事項を記載するものとする。</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項</p> <p>二 前事業年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）</p>	<p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条 当該最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「経営の健全性の状況を記載した書面」という。）には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項を記載するものとする。</p> <p>2～5（略）</p> <p>（新設）</p>

7 | 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により作成しなければならない。

(中間事業年度の記載事項)

第四条 前条(第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。)の規定は、当該最終指定親会社四半期の末日が中間事業年度(事業年度の前半の六月間をいう。)の末日である場合における経営の健全性の状況を記載した書面について準用する。この場合において、同条第一項中「前条」とあるのは「第二条」と、「に限る。以下「経営の健全性の状況を記載した書面」という」とあるのは「に限る」と、「並びに第五条第一項第十二号及び第十三号において同じ」とあるのは「において同じ」と、同条第三項第十一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項第二号へ中「をいう」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(新設)

(中間事業年度の記載事項)

第四条 前条(第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。)の規定は、当該最終指定親会社四半期の末日が中間事業年度(事業年度の前半の六月間をいう。)の末日である場合における経営の健全性の状況を記載した書面について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定性的な」と、同項第十一号中「連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が第一項」とあるのは「中間連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

<p>(最終指定親会社四半期の記載事項)</p> <p>第五条 最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、自己資本の充実の状況を記載した書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 連結レバレッジ比率の構成に関する事項</p> <p>十三 前最終指定親会社四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)</p> <p>2 前項第八号に掲げる事項は、別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は、別紙様式第二号により、同項第十二号に掲げる事項は、別紙様式第三号によりそれぞれ作成するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(最終指定親会社四半期の記載事項)</p> <p>第五条 最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、自己資本の充実の状況を記載した書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項第八号に掲げる事項は、別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は、別紙様式第二号によりそれぞれ作成するものとする。</p> <p>3 (略)</p>
---	---